

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 住民課 証明コーナー担当	
許 認 可 等 名	自動車の臨時運行の許可	
根 拠 法 令	道路運送車両法	
根 拠 条 項	第34条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5140)	
審 査 基 準	<p>○道路運送車両法 (臨時運行の許可)</p> <p>第34条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第4条、第19条、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。</p> <p>2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。</p> <p>(許可基準等)</p> <p>第35条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。</p> <p>3 前項の有効期間は、5日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。</p> <p>5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第2項の有効期間を記載しなければならない。</p> <p>6 臨時運行の許可を受けた者は、第2項の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。</p>	
	参 考 事 項	道路運送車両法 道路運送車両法施行規則 自動車臨時運行許可規則
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 1月 17日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即日</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 1月 17日最終変更)

審査基準

基準

○道路運送車両法施行規則

(臨時運行許可申請書)

第21条 臨時運行の許可の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 車名
- (3) 形状
- (4) 車台番号
- (5) 運行の目的
- (6) 運行の経路
- (7) 運行の期間

○自動車臨時運行許可規則

(許可申請)

第2条 臨時運行の許可を受けようとする者は、市長が定める申請書に所要事項を記入のうえ、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請にあたっては、自動車損害賠償保障法第7条に規定する自動車損害賠償責任保険証明書及び申請者の住所を証明するに足りる書類を提出しなければならない。